平成２１年（フ）第４２８号
札幌市東区伏古14条３丁目15番15号
破産者　有限会社ａｐｍ
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１８年（フ）第１０３号
山形県新庄市本町４番31号
破産者　新庄ショッピングビル株式会社
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第７４号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地５東３番館106号室
破産者　アール・ブランド有限会社
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２０年（フ）第８０３号
栃木県宇都宮市下荒針町3299番地１
破産者　加藤工業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第９３１号
栃木県宇都宮市下田原町1581番地
破産者　森　美知子
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第９３２号
栃木県宇都宮市下田原町1581番地
破産者　森　　仁未
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０６８号
栃木県宇都宮市下金井町619番地３
破産者　株式会社扶桑工業
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０６９号
栃木県宇都宮市下金井町619番地３
破産者　益子　　進
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１６２号
栃木県那須塩原市石林691番地41、商業登記簿上の本店所在地栃木県さくら市葛城2885番地１
破産者　鈴藤興業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１６３号
栃木県那須塩原市石林691番地41
破産者　加藤　孝美
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５９号
栃木県栃木市大宮町2053番地　県営大宮住宅２―31
破産者　寺島　清一
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７号
栃木県大田原市小滝1029番地297
破産者　有限会社城南建設
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第６９４号
新潟県新潟市南区下塩俵1927番地
破産者　株式会社石黒農園
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第７４１号
奈良県桜井市巻野内11番地の２
破産者　有限会社樋口産業
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１２６７号
福岡県大野城市中央１丁目２番１号
破産者　株式会社ナイスエイジ
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１７５２号
札幌市北区新川西５条４丁目３番12号
破産者　株式会社ノースライナー
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２号
青森県弘前市大字蔵主町６番地１号
破産者　株式会社中谷建設
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第６８９号
神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目12番18号
破産者　有限会社リビング住販
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８３号
横浜市栄区中野町９番地の８
破産者　有限会社コアサイト
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４４号
愛知県岡崎市渡町字大榎12番地
破産者　有限会社磐コーポレーション
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３号
香川県坂出市江尻町1544番地の１
破産者　水本木工株式会社
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２９０号
宮崎市霧島２丁目62番地２
破産者　有限会社宮崎デジマップ
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係